

令和5年10月27日 第20回足寄町農業委員会総会を足寄消防署団員会議室にて招集

開会 午後1時30分

閉会 午後1時47分

1 出席委員

1番 餌取靖徳	3番 遠國和宏	4番 上妻良一
6番 宮口孝治	8番 遠藤勇	9番 人見華代
10番 石黒彰	11番 岡元義春	12番 吉村進

2 欠席委員

2番 吉川友二	5番 菊地隆志	7番 松田博幸
---------	---------	---------

3 議事に参与するもの

事務局長 山田弘幸
総務主査 餌取秀和

○議事日程

- | | |
|-------|--|
| 日程第 1 | 会期の決定について |
| 日程第 2 | 会議録署名委員の指名について |
| 日程第 3 | 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による農地の権利移動（相続）について |
| 日程第 4 | 報告第2号 農地法第5条第1項の規定による許可の例外について |
| 日程第 5 | 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の解約について |
| 日程第 6 | 議案第2号 足寄町農業振興地域整備計画の変更について |
| 日程第 7 | 議案第3号 農地法第3条の規定による所有権移転許可申請について |
| 日程第 8 | 議案第4号 旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について |
| 日程第 9 | 議案第5号 土地の現況証明書下付について |

第20回農業委員会総会

令和5年10月27日

開会 午後1時30分

(開会)

○議長 ただいまから、令和5年度第20回足寄町農業委員会総会を開催します。

本日は、2番吉川友二委員、5番菊地隆志委員、7番松田博幸委員が欠席です。

(会期の決定)

○議長 次に、「会期の決定について」を議題とします。お諮りをします。本総会の会期は、本日1日にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(全員「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。よって、本総会の会期は、本日1日と決定します。

(署名委員の指名)

○議長 足寄町農業委員会会議規則第14条第2項の規定により、本日の議事録署名委員の指名については、3番遠國和宏委員、4番上妻良一委員にお願いします。

それでは、議事に入ります。

(報告第1号)

○議長 「報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による農地の権利移動(相続)について」を議題とします。

それでは、説明します。

局長。

○事務局長 ただいま議題となりました報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による農地の権利移動(相続)について、ご説明申し上げます。

農地法第3条の3第1項の規定による農地の権利移動(相続)について、相続人より通知がありましたので、報告します。

1番を説明します。本件は、父親の死亡

による相続で、相続人の住所・氏名は、記載のとおりです。

権利を取得した日は、平成29年5月31日で、土地の所在、面積等は記載のとおりです

なお、本農地について、あっせんの希望はありません。

2番を説明します。本件は、父親の死亡による相続で、相続人の住所・氏名は、記載のとおりです。

権利を取得した日は、平成25年5月15日で、土地の所在、面積等は記載のとおりです

なお、本農地について、あっせんの希望はありません。

以上で、報告を終わります。

○議長 本件については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、これで、報告済みとします。

(報告第2号)

○議長 「報告第2号 農地法第5条第1項の規定による許可の例外について」を議題とします。

それでは、説明します。

局長。

○事務局長 ただいま議題となりました報告第2号、農地法第5条第1項の規定による許可の例外について、ご説明申し上げます。

農地法第5条第1項の規定により転用者から届出があり、審査した結果、農地法施行規則第53条第1項の規定に該当しましたので、報告します。

本件は、転用者から携帯電話無線基地局等の設置について、届出があったもので

す。転用者は農地法施行規則第53条第1項の電気通信事業者に認定されていることから、農地又は採草放牧地の転用において、権利移動の制限の例外に該当します。

したがって、農地法第5条第1項の規定に基づく許可については適用除外となります。

なお、土地の概要等につきましては議案書のとおりです。

以上で、報告を終わります。

○議長 本件については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、これで、報告済みとします。

(議案第1号)

○議長 「議案第1号 農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の解約について」を議題とします。

それでは、説明します。

局長。

○事務局長 ただいま議題となりました議案第1号、農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の解約について、ご説明申し上げます。

農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の合意解約について、貸主、借主より通知があったので、農地法第18条第1項ただし書の規定に該当するか、ご審議をお願いするものです。

本件は、牧草畑を貸主、借主双方合意により解約するもので、土地の表示等につきましては、記載のとおりです。

通知書によりますと、合意による解約日は令和5年10月4日で、土地の引渡り日も令和5年10月4日です。

なお、解約された農地は、報告第2号で報告しました携帯電話無線基地局設置のための用地となります。

以上で、説明を終わります。ご審議のほ

ど、よろしく申し上げます。

○議長 本件については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

(議案第2号)

○議長 「議案第2号 足寄町農業振興地域整備計画の変更について」を議題とします。

それでは、説明します。

局長。

○事務局長 ただいま議題となりました議案第2号、足寄町農業振興地域整備計画の変更について、ご説明申し上げます。

足寄町長、渡辺俊一氏より意見を求められた足寄町農業振興地域整備計画に係る土地利用計画の変更について、ご審議をお願いするものです。

1番を説明します。土地の表示につきましては、足寄町稲牛63番14ほか1筆、計2筆です。

地目につきましては、公簿は畑、牧場、現況は畑です。

面積につきましては、10,373㎡のうち、4,525㎡です。

変更申出者の住所、氏名につきましては、記載のとおりです。

変更申出者は、公益財団法人北海道農業公社の農地保有合理化事業を活用し、売り渡しを行う予定のため、農用地利用計画が白地の箇所を農地に編入するものです。

2番を説明します。土地の表示につきましては、足寄町茂喜登牛2282番2ほか3筆、計4筆です。

地目につきましては、公簿は畑、牧場、現況は畑です。

面積につきましては、137,903㎡のうち、13,210㎡です。

変更申出者の住所、氏名につきましては

は、記載のとおりです。

変更申出者は、公益財団法人北海道農業公社の農地保有合理化事業を活用し、売り渡しを行う予定のため、農用地利用計画が白地または農業用施設用地の箇所を農地に編入、区分変更するものです。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願ひします。

○議長 本件については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、足寄町農業振興地域整備計画の変更については、支障のない旨、足寄町長に報告します。

(議案第3号)

○議長 「議案第3号 農地法第3条の規定による所有権移転許可申請について」を議題とします。

それでは、説明します。

局長。

○事務局長 ただいま議題となりました議案第3号、農地法第3条の規定による所有権移転許可申請について、ご説明申し上げます。

農地法第3条の規定による農地の所有権移転許可申請のあった譲渡人、譲受人について、農地法施行規則第10条の規定により、ご審議をお願いするものです。

譲渡人、譲受人の住所、氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町螺湾76番5、計1筆です。

地目につきましては、公簿は畑、現況も畑です。

面積につきましては、1,642㎡です。

次に、この売買・移転の理由ですが、譲渡人におきましては、所有していた農地の処分を行い、譲受人におきましては賃借している農地を取得するものです。

申請によりますと、贈与となっております。

議案調査書のとおり、譲受人は農地法第3条第2項の各号には該当していないため、許可要件をすべて満たすと判断しました。

なお、本件につきましては、10月16日に実施した農地パトロールで確認していることを申し添えます。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願ひします。

○議長 本件については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

(議案第4号)

○議長 「議案第4号 旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。

それでは、説明します。

局長。

○事務局長 ただいま議題となりました議案第4号、旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、ご説明申し上げます。

旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、足寄町長渡辺俊一氏より決定を求められた令和5年度第7号農用地利用集積計画について、ご審議をお願いするものです。

1番を説明します。利用権の設定等をする者、利用権の設定等を受ける者の住所氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町郊南2丁目13番1ほか39筆、計40筆です。

地目につきましては、公簿は畑、原野、山林、田、雑種地、宅地、鉄道用地、現況

は畑です。

面積につきましては、246, 129㎡のうち、242, 852㎡です。

次に、利用権の設定等の種類・内容・法律関係ですが、普通畑を使用貸借により利用権の設定を行おうとするもので、利用権の移転時期等につきましては記載のとおりです。

本件は、利用権の設定等をする者が経営移譲年金を受給するため農地法第3条により使用貸借されており、今回、期間満了となることから、再設定（継続）するものです。

本件は、議案調査書のとおり、受け手として旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしており、この使用貸借は適法と判断しました。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長 本件については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

（全員「質疑なし」の声）

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

次に、2番から5番を説明します。

局長。

○事務局長 2番から5番を一括で説明します。利用権の設定等をする者、利用権の設定等を受ける者の住所氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町大誉地142番21、計1筆です。

地目につきましては、公簿は牧場、現況は採草放牧地です。

面積につきましては、516, 813㎡です。

次に、利用権の設定等の種類・内容・法律関係ですが、採草放牧地を贈与により持ち分の所有権の移転を行おうとするものです。

本件は、利用権の設定等をする者から贈

与したいとの申し出があり、地域担当農業委員である吉村委員と協議し、当該農地に共有持ち分を持ち、当事者間で贈与の合意に至っていることから、地域に公募せず、地域担当農業委員が利用調整し、取り進めたものです。

本件は、議案調査書のとおり、受け手として旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしており、この贈与は適法と判断しました。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長 本件については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

（全員「質疑なし」の声）

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

次に、6番を説明します。

局長。

○事務局長 6番を説明します。利用権の設定等をする者、利用権の設定等を受ける者の住所氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町上足寄本町2番4ほか51筆、計52筆です。

地目につきましては、公簿は畑、牧場、雑種地、山林、原野、現況は畑です。

面積につきましては、311, 277. 01㎡のうち、268, 415. 01㎡です。

次に、利用権の設定等の種類・内容・法律関係ですが、普通畑を使用貸借により利用権の設定を行おうとするもので、利用権の移転時期等につきましては記載のとおりです。

本件は、利用権の設定等をする者が経営移譲年金を受給するため農地法第3条により使用貸借されており、今回、期間満了となることから、再設定（継続）するものです。

本件は、議案調査書のとおり、受け手と

して旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしており、この使用貸借は適法と判断しました。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしく願います。

○議長 本件については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

(議案第5号)

○議長 「議案第5号 土地の現況証明書下付について」を議題とします。

それでは、説明します。

局長。

○事務局長 ただいま議題となりました議案第5号、土地の現況証明書下付について、ご説明申し上げます。

農地法関係事務処理要領の規定に基づき、土地の現況証明について、現況証明書を下付したく、ご審議をお願いするものです。

1番を説明します。願出人、所有者の住所氏名につきましては記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町中足寄128番3、計1筆です。

本件の公簿地目は畑で、地目変更を目的に証明を求めるものです。

なお、本件につきましては、10月16日に実施した農地パトロールで、原野の様相であることから農地及び採草放牧地以外と確認したことを申し添えます。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしく願います。

○議長 本件については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

次に、2番を説明します。

局長。

○事務局長 2番を説明します。願出人、所有者の住所氏名につきましては記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町茂喜登牛420番ほか2筆、計3筆です。

本件の公簿地目は牧場で、地目変更を目的に証明を求めるものです。

なお、本件につきましては、10月16日に実施した農地パトロールで、山林の様相であることから農地及び採草放牧地以外と確認したことを申し添えます。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしく願います。

○議長 本件については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

(閉会)

○議長 以上で、本総会に付議されました議案の審議は全部終了しました。

これで、本日の会議を閉じます。

令和5年度第20回足寄町農業委員会総会を閉会します。

午後1時47分 閉会

議長

吉村進

農業委員

遠田和宏

農業委員

上妻良一

